

議案第 31 号

伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例の一部改正について

伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 2 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 185 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 広瀬川北地区農業集落排水処理施設の部の次に次のように加える。

|                     |      |                 |                                              |
|---------------------|------|-----------------|----------------------------------------------|
| 山田南地区<br>農業集落排水処理施設 | 一般家庭 | 基本料金            | 3,300 円                                      |
|                     |      | 加算料金<br>(人数割料金) | 1 人につき<br>660 円                              |
|                     | 事業所等 | 基本料金            | 3,300 円                                      |
|                     |      | 加算料金<br>(人数割料金) | 令第 32 条第 1 項の規定に基づき算出した人員 1 人につき 660 円を加算した額 |

別表第 2 中

「

広瀬川北地区農業集落排水処理施設

を

」

「

|                  |
|------------------|
| 広瀬川北地区農業集落排水処理施設 |
| 山田南地区農業集落排水処理施設  |

に改める。

」

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。